

宮城県公報

行 県
 発 城
 宮 (総務部私文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

第四条中「第一百五十六条第一項」を「第一百二条の十第一項」に改める。
 第五条第二項第五号中「に係る」の下に「一般競争入札又は」を加え、同項第七号中「測量、設計及び調査」を「建設工事に係る調査、測量又は設計」に改め、「場合」の下に「一般競争入札又は」を加える。

第六条第三項中「第一百五十六条第一項」を「第一百二条の十第一項」に改める。
 附則を附則第一項とし、同項に見出しどして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(東日本大震災により被害を受けた者に関する特例)

2 手数料条例第四条に規定する災害その他特別の事情がある場合については、当分の間、第三条各号に掲げる場合のほか、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。)により被害を受けた者が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十日までの間に証明書の交付を願い出る場合又は免税軽油使用者証の交付を申請する場合とする。

附 則

- 公示送達
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出
- 保安林の指定施業要件の変更の予定
- 建設業許可の取消し
- 都市計画事業の事業計画変更の認可
- 土地改良区役員の退任の届出

規 則

告 示

(共同参画社会推進課)

(社会福祉課)

(障害福祉課)

(森林整備課)

(事業管理課)

(都市計画課)

(東部地方振興事務所)

- 県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規 則

- 異議申立てに対する決定の公示送達について

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット

富城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット

相馬 潤子

一 代表者の氏名

相馬 潤子

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区花京院一丁目四一

三 定款に記載された目的

この法人は、発達障害者やその家族が「あつたらしいな」と願う支援

の形を現実のものとするため、発達障害についての理解を広め、行政や多くの市民と協働しながら、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野にわたる支援活動を実践することにより、発達障害者をとりまく環境の改善・向上を図り、もつて発達障害者とその家族が人格の尊厳を侵されることなく、心身ともに健やかに安心して暮らせる社会づ

- 宮城県規則第六十九号
- 県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第六十九号
- 県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

くりに貢献することを目的とする。

- 四 申請のあつた年月日 平成二十三年七月八日
 ○富城県告示第五百五十五号
 行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）第四十二条第三項の規定により、次とのおり告示する。

平成二十三年七月二十九日

富城県知事 村井嘉浩

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

旧 宮城県若林区裏柴田町三十五番地 コー・ボアズミー・〇七
 現 所在不明（審査請求書記載の連絡先 宮城県仙台市太白区向山二丁目十三番七号 ケントビルズ向山一〇六号）

審査請求人 大和田 隆

二 公示事項

審査請求人が平成二十二年六月十七日付けで提起した生活保護廃止処分に係る審査請求について、平成二十三年六月三十日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため審査請求人に裁決書の臍本を送付できない。よって当該裁決書の臍本は、当厅において保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人は当厅に連絡の上、受領されたい。

○富城県告示第五百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

富城県知事 村井嘉浩

- 富城県告示第五百五十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十三年七月二十九日
- 富城県知事 村井嘉浩
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

- 富城県告示第五百五十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次とのおり変更した届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

富城県知事 村井嘉浩

事業所番号	設置者名	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
○四一〇七〇〇〇一〇七 会	一般社団法人悠優	名取市高館吉田字下鹿野 東三	名取市那智が丘一・五・ 二十一	平成二十三年 七月一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇〇一〇七 会	名取市増田柳田三百九番地一 るばーと セイ	サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇三〇四 会	栗原市築字八沢南 五百五番地一 NPOサン・ アソシエイ	生活介護	設置者名	指定年月日
○四一五〇〇八三一 会	四仙台市宮城野区榴岡 ラティフ仙台 シティ仙台 仙台三階 アイエスエフネット トスマーチ エフネッ	就労移行支援 就労継続支援A 特定非営利活動法人サン・アソシエイ	設置者名	指定年月日

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次とのおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富城県庁（農林水産部森林

○宮城県指示第五百六十号

都市計画法（昭和41年法律第54号）第六十一条第一項の規定によつて、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年七月二十九日

一 指定地の名称

仙台市

宮城県知事 村井嘉矩

平成23年7月29日

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塙広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・五・六十七号 駅前大通線

三 事業施行期間

平成二十一年七月二十九日から平成二十一年七月三十日

四 事業地

1 国用の部分
宮城県指定市館ト一丁目、館ト二丁目及び館ト三丁目地内
2 使用の部分
な

五 退任した者

○宮城県指示第五百六十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定によつて、石巻市蛇田土地改良区役員の選任につき、次のとおり認定があつた。
 平成二十一年七月二十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 田村俊幸

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年六月三十日	布施公吾	石巻市蛇田字南久林十九番地二	理事
平成二十一年七月二十四日	星忠雄	石巻市蛇田字荒継七十九番地十一	理事

公 告 版

○宮城県公安委員会告示第64号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、次の決定について公示の方針によつて送達する。

平成23年7月29日

宮城県公安委員会委員長 檜山公夫

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
宮城県亘理郡亘理町荒浜字阿隈崎161の108
異議申立て人 ハ島えり子2 送達する決定
平成23年7月6日付け宮公委第995号3 公示事項
平成23年2月22日付けて申立てのあつた異議申立てに対する上記決定についての決定書の謄本は、当公安委員会において保管し、いつでもこれを交付する。